

6月21日(木) 18:30~

会場：静岡県評会議室



第131回定例研究会

だれでも参加できます

## 無期転換ルールを めぐる問題点

報告：加茂 大樹 氏（弁護士）

### これからの企画

#### ◆第132回定例研究会

日時…7月19日(木) 午後6:30~  
場所…静岡県評会議室  
「」(案)  
報告者：氏()

#### ◆第9回中間総会と記念講演

日時…8月4日(土) 午後1:00~  
場所…あざれあ 502会議室  
講演…「働きすぎのメカニズム  
—労働時間短縮の運動を—」  
講師…森岡孝二氏  
(関西大学名誉教授)

### 無期転換を阻む壁

2013年4月に改正労働契約法が施行され、2018年4月で5年が経過し、労働契約法第18条で定められた「無期転換ルール」が本格的に運用されることになりました。これは有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

本来、有期契約労働者の雇用確保を目的に導入されたルールですが、現実には法を無視した雇止めが横行し、長年働いてきた労働者が職を失う事態が発生しています。

裁判における闘いも有期契約労働者にとっては、高い壁となっています。静岡県内における、現在進行中の争議を紹介し、法律上や運動上の問題点を確認し、打開の方向を模索したいと思います。